

港湾施設使用許可申請書（3）

申請年月日

年月日

ナハ・シー・パラダイス共同企業体 殿

申請者 住所

商号

次のとおり港湾施設の使用を
申請します。

氏名 印

電話

新規

継続

延長

変更

返還

担当者

※許可番号

ふ頭 年度 使用方法 連番

使用者コード

使用方法

0

専用

1

一般

2

目的外

4

占用

ふ頭名

申請名称

区分

船舶保管施設使用申請

施設名称または所在地

コード

※施設コードのないものについてはすべて9で埋め備考欄に記載する。

備考

目的または変更理由

コード

船舶保管

（裏面参照）

期間

0

3

年

0

4

月

0

1

日

から

0

4

年

0

3

月

3

1

日

まで

365 日

使用
内容

種別（裏面参照）

数量：面積、台数、本数等

割増
区分

割増率または
割増額

減免
区分

減免率または
減免額

コード

小型船舶
保管施設

コード

※

※

%

※

%

※

※

%

※

%

※

※

%

※

%

※

※

%

※

%

※

※

%

※

%

※

※

%

※

%

※

※

%

※

%

工
事
内
容

工事期間

年

月

日

から

年

月

日

まで

日

工作物の面積

m²

長さ

m

幅

m

工作物の構造

コード

※ 摘要（ ）

備考

添付書類

1

2

3

4

5

（ ）その他1

（ ）その他2

配置図

平面図

側面図

横断面図

縦断面図

受付許可印

所長

※許可年月日

年月日

合計使用料金

円

（注）記入項目以外の該当事項は
○で囲む。
※印の枠内は管理組合で記入する。

(船舶保管施設用)

許 可 条 件 (誓 約)

1. 使用目的以外の用途に使用したり、転貸及び権利の譲渡は禁止する。なお、船舶の入れ替えをする場合は、管理者の許可を得なければならない。
2. 港湾の開発又は管理運営上に支障が生じたとき、又は那覇港管理組合港湾施設管理条例及び同条例施行規則に違反して使用した場合は、許可を取り消す。
3. 施設使用の必要が無くなった場合は、使用者の負担において速やかに現状回復し、管理者の検査を受け、引き継がなければならない。
4. 前各項による損失および当施設での船舶の滅失又は損傷、盗難等については、管理者は一切補償しない。
5. 使用者は、使用場所を善良な管理に基づき、使用しなければならない。もし、第三者に損害を与え、また第三者と紛争が生じたときは、使用者の責任において、その損害を賠償し、又は紛争を解決しなければならない。
6. 使用申請に不正があったとき、又は公益上その他管理者が必要と認めたときはいつでも当施設の使用を停止し、又は使用を取り消し、その使用を制限し、若しくはその使用場所を変更することがある。
7. 使用料は、毎月納付しなければならない。なお、納入しないときは、この許可を取り消す。
8. 使用の許可を受けた者は、許可事項の変更、住所の変更及び返還等が生じた場合は、直ちに、その旨を届けて管理者の承認を受けること。

上記の許可条件の確認の上、遵守することを誓約します

令和 年 月 日

申請者 住所
 商号
 氏名
 連絡先

印